

広域化により消防体制の基盤を強化します

22年度から消防事務を都へ委託します

多摩地域においては、現在、模範地域などに対して、市域を24市3町1村が都へ消防事務を委託しています。その一方で、東久留米市は独自の消防本部を運営する数少ない団体です。近年における災害の大規模化や市民ニーズの多様化など、消防を取り巻く環境は大きく変化しており、本市の小さな規模な消防本部では、出動体制等の対応に限界があることなどが指摘されています。これらに的確な対応ができる消防体制の整備および確立を図るため、市では消防の広域化を推進したいと考え、都と協議をしながら「東京都東久留米市消防広域化運営計画」を作成します。

本計画により、1つの市町村だけでは対応できない大規模な修理・改築等の業者を住宅あつせん協議会を通じて紹介しています。ぜひご利用ください。



全国一斉特設相談所を開設します

6月1日は人権擁護委員の日

私たちは、誰もが「幸せに暮らしたい」「人間らしく生きたい」と願っています。この願いを実現するために、無くてはならない権利が「基本的人権」です。しかし、悲しいことに虐待、いじめ、あるいは差別と事件が起き、痛ましい人権問題が多発しています。人権が尊重される社会を実現するには、家庭や学校、職場、地域社会など、さまざまな場面で日ごろから人権とは何かということを一人ひとりが考えることが大切です。また、人権の意義や重要性に関する知識を身に付けるとともに、人権への配慮が行動に現れるような意識を育んでいく必要があります。

全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、社会の認識を深めるための普及啓発を図ります。

「春の行政相談強調週間」は、行政相談制度について広報および関係行事を積極的に実施し、広く市民の皆さんに同制度への理解を深め利用していただくものです。

毎日の暮らしの中で、国や都、市役所などの仕事への意見や苦情、要望はありますか。そのようなときは、行政と住民とのパイプ役として総務大臣から委嘱された「行政相談委員」が相談に応じています。市の「行政相談委員」は次の方です。

小山正勝氏 ☎471・3955 ▼篠宮松美氏 ☎465・



ほぼ全域をカバーする東京消防庁の管轄となります。委託後は消防力が増強され、近隣消防署からのポンプ車、救急車の出動をはじめ、災害の状況に応じて、航空隊、消防救助機動部隊（通称、ハイパーレスキュー）を、化学機動部隊が出動する体制となり、市独自では整備できない多様な機動力が期待できます。

また、消防の広域化に伴い、近隣の消防署の配置状況などを考慮しバランスよく配置するため、前次消防出張所を委託後に廃止する予定です。

詳しくは企画調整課行財政改革担当 ☎470・7845 へ。

特設人権相談所

【日時】6月1日（月）午後1時～4時

【会場】市役所2階相談室

【担当者】人権擁護委員

【定員】先着4人（相談は1人40分）

申し込みは5月19日（火）午前8時半から電話で生活文化課 ☎470・7777（代表）へ。

詳しくは同課へ。

国や都、市などへの「意見・ご要望」は「定員」先着4人（相談は1人40分）

ありますせんか

春の行政相談強調週間

5月18日（月）～24日（日）

1839 ▼岡部佳子氏 ☎474・0379

【相談内容】年金・保険、道路・河川、郵便、登記、福祉など行政全般

※このほか、次の窓口でも相談を受け付けていますので、ご利用ください。

総務省東京行政評価事務所「行政善情110番」 ☎03・3363・1100、ファクス ☎03・5333・1176

▼東京総合行政相談所 ☎03・3987・0229（西武百貨店池袋店7階、休業日を除く毎日受け付け）

また市では、奇数月の第2水曜日午後1時～4時に、市役所2階相談室で行政相談を実施しています。また、日ごろ電話での相談も受け付けています。相談費用は無料です。気軽にご利用ください。詳しくは生活文化課 ☎470・7738 へ。

◆総務省のホームページ <http://www.soumu.go.jp/>

介護保険運営協議会 委員を募集します

介護保険に関する適正な運営を確保するため、東久留米市介護保険運営協議会を設置しています。今回、委員の任期が満了したことに伴い、被保険者を代表する委員を募集します。

【募集人数】4人以内

【応募資格】市内在住で介護保険被保険者である40歳以上の方（市のほかの付属機関の委員になつていない方）

【任期】24年3月31日まで

※協議会は年4回程度、平日の夜間に2時間を予定。申し込みは5月15日（金）～6月12日（金）に（消印有効）、「要介護になつても地域」で安心して住み続けるために「1200字程度にまとめ（様式は任意）、氏名・住所・年齢・職業・電話番号を記入の上、〒203-8555、市役所介護福祉課あて郵送、電子メール、ファクス（470・7808）、または直接同課（市役所1階）へ持参してください。

※応募書類をもとに選考します。なお、提出された書類は返却しません。詳しくは同課（内線2553）へ。

◆介護福祉課メールアドレス kaigofukushi@city.higashikurume.lg.jp

住宅の増・改築から修繕まで

建築職人さんを紹介します

①増・改築（新しく部屋を増築、室内の模様替え）

②修繕（傷んだ部分の修繕）

③付帯工事（住宅内外の工事）

お忘れなく

軽自動車税の納期限は6月1日です

バイクや軽自動車等の所有者に課税される「平成21年度軽自動車税」の納期限は、6月1日（月）です。先日発送しました納税通知書に記載した金融機関でお納めください。

【ご注意】身体障害者、精神障害者または常時介護者で、減免を受けようとする場合は、納期限前7日までに申請書を提出してください。前年度に減免を受けている方で、軽自動車の使用実態にかかる報告書を提出した方は、引き続き減免を受けられます

詳しくは課税課市民税係（内線2331、2332）へ。

市税の納付にご協力ください

6月1日（月）は、固定資産税・都市計画税の第1期、軽自動車税の納期限です。最寄りの金融機関、ゆうちょ銀行（郵便局）でお納めください。詳しくは納税課 ☎470・7729 へ。



年金を受けている方が亡くなる時

年金を受けている方が亡くなる時は、「年金受給権者死亡届」を武蔵野社会保険事務所に提出してください。また、年金は亡くなった日の属する月まで受けられます。未払いの年金（未支給年金）がある場合は、「未支給年金・保険給付請求書」も併せて提出してください。

4月からの「ねんきん定期便」

社会保険庁では、4月から保険料納付実績や年金の見込み額などを記載した「ねんきん定期便」の送付（毎年誕生日）を開始しています。

◎通知する内容

【21年度】①年金加入期間（加入月数、納付済月数等）

②50歳未満の方には、加入



実績の応じた年金の見込み額。50歳以上の方には、ねんきん定期便作成時点の加入制度に引き続き加入した場合の将来の年金見込み額（ただし、すでに年金受給中の方は、全額停止中も含めて通知はありません）

③保険料の納付額（被保険者負担分累計）④年金加入履歴（加入制度、事業所名称、被保険者資格取得・喪失年月日等）⑤厚生年金のすべての期間の月ごとの標準報酬月額・賞与額、保険料納付額

⑥国民年金のすべての期間の月ごとの保険料納付状況（納付、未納、免除等の別）

【22年度以降】前記①～③について「更新したもの」、また⑤および⑥については、「直近1年分」の通知です。節目年齢時（35歳、45歳、

58歳）の方には、21年と同内容が更新の上、通知されます。受け取りになった際は、加入記録・記載内容にもれや誤りがないか十分に確認して、訂正があった場合は、同封の「年金加入記録回答票」で回答してください。58歳になる方については、ご自身の年金加入記録を前もって確認して、もれや誤りの有無に関わらず、必ず回答してください。また、それ以外の方についても、水色の用紙の「年金加入記録回答票」が同封されている方（ねんきん特別便）に未回答の方等）は、「訂正なし」でも同様に回答が必要です。詳しくはねんきん定期便専用ダイヤル ☎0570・058・555 へ（同ダイヤルは、「ねんきん特別便」に関する問い合わせもご利用できます）。